

「融雪機無料貸出し制度」 制度の利用案内

町内会等で自主的に町内会内の市道・私道(生活道路)の除雪をする際に移動式融雪機の貸出しをしています。
ボランティア活動にも利用できます。
燃料は灯油で利用者の負担になります。
融雪機は運搬いたします。

18Lで半日程度、利用できます。

この制度を活用して下さい。

詳細は、市役所除雪対策室(都市整備課内)にお問い合わせ下さい。

電話(直通)除雪対策室 42 - 2010

FAX 42 - 7865